

平成 29 年度 第 1 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 4 月 21 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席委員（17 名）

1 番深野政勝 2 番崎谷靖徳 4 番柳原良雄
5 番佐々木要 8 番佐々木敏行 9 番多田正哉
11 番富金原義則 12 番植田勇治 13 番山田博
14 番益田孝雄 15 番佐々木英夫 16 二本木俊二
17 番仲津和法 19 番嘉戸晋太郎 20 番田代和秋
21 番流理森 22 番湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を開会いたします。この度の人事異動により、農業委員会事務局長を兼務いたします、農林水産課主査の笠井と申します。よろしく願いいたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会長 おはようございます。桜のソメイヨシノや山桜の時期になりまして、苗木の桜がまだ残っておりますが、桜が終わりますと田んぼの方が忙しくなるのではないかと思います。今年は良い天候に恵まれまして、稲作も上手くいけば良いかなと思っております。

それでは、ただ今より平成 29 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、河村委員、高畑委員、原田委員、井上委員、佐々木康規委員の 5 名の方から欠席の報告がありましたので、出席委員は 17 名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 異議なしと認め、私から指名させていただきます。19番 嘉戸晋太郎委員、20番 田代和秋委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

会 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より一括報告をお願いします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。その前にお手元にお配りしました、資料を確認して頂ければと思います。一番上にありますのは、位置図の2ページの差し替えでございます。2番目にありますのは、集積計画の表でございます。それから3番目に資料1、これは農業委員の応募状況です。資料2は推進委員の応募状況です。最後に平成29年度農林水産事業についての説明資料でございます。ご確認ください、お手元に無ければ言って頂ければと思います。それでは、議案書は2ページをご覧ください。18条第6項の届出でございます。番号1、農地の場所は●●●●●登記簿現況ともに田です。面積は1,923㎡でございます。賃貸人は●●●●●、●●●●●の方です。賃借人は●●●●●、●●●●●の方です。解約の届出は平成29年3月20日。解約成立が平成28年12月1日。土地の引き渡し時期が平成28年12月20日という事で合意解約の届出がありました。次に、2番目です。●●●●●で、全部で3筆ございます。すべて田で合計2,017㎡でございます。賃貸人は●●●●●、賃借人は●●●●●、です。解約の届けは平成29年4月5日。解約成立が平成29年3月31日。土地の引き渡しも同じく3月31日で合意解約という事で届出が出ています。以上でございます。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。この件については報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

《 二宮町神村 》

会 長 次に、日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の植田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページ、場所の方は位置図の1ページをご覧ください。場所は、●●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は181㎡で、権利の種別は3条の有償移転です。譲渡人は●●●●●、●●●●●の方です。申請事由は、譲受人の希望によるという事です。譲受人は●●●●●、●●●●●です。事由は、自宅の傍であり譲り受けて農業を拡大したいという事でございます。受入世帯は2人中2人でございます。下限面積等の要件は満たしております。申請人は本人で、対価は●●●●●という事です。担当委員は植田委員でございます。以上でございます。

会 長 それでは、植田委員、調査結果の報告をお願いいたします。

12番委員 位置図の1ページをご覧ください。県道皆井田江津線、跡市に向かう道路の所で、図面の真ん中に神村というバス停がありますが、その付近でございます。見て頂きますように水尻川を渡った所にごさいますして、譲受人はかねてより実質的に借りて畑として既に利用しており、10年単位でなくてもされております。そのような経緯の中で、取得されるもので何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2につい

て」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく3ページの番号2です。位置図の方は今日お配りしました、差し替えの地図をご覧頂ければと思います。場所は、●●●●●と●●●●●合計2筆です。両方とも畑です。面積は合計313㎡でございます。権利の移転は3条の有償移転になります。譲渡人は●●●●、●●●●の方です。譲受人は●●●●、●●●●の方でございます。申請事由は、●●●●は遠隔地に居住しており、耕作していないので譲渡するという事です。●●●●さんは自宅の傍であり、譲り受けて農業を拡大したいという事でございます。受入世帯は3人中3人でございます。申請人は本藤行政書士さんです。対価は●●●●でございます。担当委員は深野委員です。下限面積の要件は満たしており、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、私から説明をいたします。差し替えの位置図を見て頂きたいと思っております。縮尺と書いてありますのを上にして見て頂きまして、都野津西交差点から跡市方面へ向かう道路が県道皆井田江津線です。神村橋というのがあります。その左側に道路が走っておりまして、これが旧江津皆井田線です。その合流する地点の手前から左側に道路がございますけれど、そこに斜線で現地が書いてあります。●●●●の裏の土地になります。その土地の左側に市道がありまして、その隣に●●●●と書いてありますが、これは●●●●の親に当たります。もう亡くなっておられますが、そのような関係でございます。河野さんはこちらにはおられないという事ですので、●●●●に譲ってとの事ですのでご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 桜江町谷住郷 》

会 長 議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 及び 4 について」は、譲受人が同一人でありますので一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の崎谷委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページになります。場所は位置図の 3 ページをご覧ください。まず、番号 3 です。場所は●●●●、登記簿現況ともに田となっております。面積は 2,132 m²でございます。3 条の無償移転でございます。譲渡人は●●●●、●●●●の方です。譲受人は●●●●、●●●●の方です。受入世帯は 3 人中 3 人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は●●●●。事由は、●●●●は遠隔地に居住しており耕作していないので、譲渡したいという事です。譲受人は耕作している農地の近隣であり、譲り受けて農業を拡大したいという事でございます。次に 4 番目です。同じく●●●●です。面積が 309 m²でございます。同じく 3 条の無償移転という事でございます。譲渡人は●●●●さん、●●●●の方です。申請事由に遠隔地と書いてありますが、これは間違いで理由としては、高齢であり申請地を耕作していないので、無償譲渡したいという事でございました。すみませんが訂正をお願いします。譲受人は 3 番目と同じく甚田鉄美さんです。申請事由も先程の 3 番目と同じでございます。申請人、対価も先程の 3 番目と同じです。いずれも担当は崎谷委員でございます。下限面積も満たしており、特に問題はないかと思えます。以上でございます。

会 長 それでは、崎谷委員、調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 位置図ですが、261 号線から谷住郷市内の方へ入って行きまして、長戸路川を上流に上って行きます。位置図に本谷橋とありますが、これが農道に繋がって三原に繋がっています。手前を旧県道が走っております。●●●●の宅地がありますが上流側の方で、江津から●●●●が通って来られて、自己所有の畑もありますので耕作をしておられます。●●●●と●●●●は親子でございまして、ご主人の●●●●が 5、6 年前に亡くなられて息子さんに田んぼの方の名義を変えられて、畑の方を奥さんにしておられます。383 番の方は今まで善意で●●●●が、荒れてはいけないという事で耕作をしておられた経緯もでございます。江津から通っておられて年齢的には 70 歳前ですが真面目な方で、

特に問題はないかと思えます。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 及び 4 については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 　議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 5 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の高畑委員が欠席でありますので、嘉戸委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページと 5 ページにわたります。場所の方は位置図の 4 ページ、5 ページ、6 ページにわたりますので、よろしくをお願いします。場所●●●●から始まりまして●●●●合計 10 筆ございまして、面積が田と畑を合わせまして●●●●という事でございます。3 条の無償移転でございます。譲渡人は●●●●、●●●●の方です。譲渡事由としては、高齢病弱により後継者である二男へ代替わりをしたいという事です。譲受人は●●●●、●●●●の方です。母からの農業を継承するという事でございます。受入世帯は 3 人中 3 人で、申請人は内田行政書士さんです。対価は無償で、担当委員は嘉戸委員となりました。

特に問題ないと思われます。以上でございます。

会 長 　それでは、嘉戸委員、調査結果の報告をお願いいたします。

19 番委員 　先程、お話にありましたように高畑委員が欠席ですので、代わりに報告させていただきます。位置図の方ですが 4 ページから 6 ページまで、かなり広い地域でされておられます。ご主人が生きておられる時は、大型農家でしたが早くに亡くなりまして、●●●●は病弱による後継者への事で、●●●●は 94 歳で最近まで野菜を中心に耕作されておられましたが、体調が悪いとの事で現

在は寝ておられるような状態です。位置図は 4 ページを見て頂きますと、黒松へ抜ける県道川平停車場線、昔の江東中学校がありました上がり道の下になります。

次に 5 ページですが、こちらは家より離れていますが、地域で言いますと波来浜地域でございます。次の 6 ページについても点在しておりますが、昔から土地を持っておられましてされていたようですが、なにぶんにも 94 歳の高齢者で耕作出来ないとの事で、二男さんに全部無償で渡したいという事でございます。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 5 については、可決されました。

《 松川町太田 》

会 長 　議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 6 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は 5 ページの番号 6 になります。場所の方は位置図の 7 ページをご覧頂きたいと思っております。場所は●●●●でございます。3 条の有償移転でございます。譲渡人は●●●●、●●●●の方です。譲受人は●●●●さん、譲渡人としましては、譲受人の要望に沿うためという事です。譲受人は国土交通省の事業により農地が減ったため、新たに農地を取得するものであるという事でございます。受入世帯は 4 人中 4 人でございまして、申請人は三浦行政書士さん、対価は●●●●です。担当委員は二本木委員でございます。下限面積については、二反を上回っており、要件は満たしており、特に問題はないと思っております。以上でございます。

会 長 　それでは、二本木委員、調査結果の報告をお願いいたします。

16 番委員 場所につきましては、7 ページをご覧ください。江津バイパスから 261 号線に入って行きます。江津興産がございまして、その先を更に進みますと元大畑採石場があります。それを、少し下り坂に下がって行きますと左下の道路に出てきます。そこを更に進みますと太田橋ございまして、その手前を左に入って行きます。下り坂を下がって行きますと、右側に田んぼがございまして、その一画であるということございまして、●●●●につきましては、この道を真っ直ぐ進んだ T 字路の右側に自宅がございまして、●●●●さんはその逆の左側に自宅がございまして、ここは、森原地区で圃場整備が進められておりまして、それが終わった後に続いてここの圃場整備という計画がございまして、併せて国土交通省の堤防工事も並行してするという話もありますので、既に地元で色々な話をされまして堤防等の計画も含めた中で、●●●●さんの土地が減るので新たに●●●●の土地をとるという事だと思います。福富さんは、年齢的にも 57 歳で若い方でございますし、農地を増やして耕作されたいとの思いがあると思っておりますので、問題はないかと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたので、この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 6 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 二宮町神主 》

会 長 次に、日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。先に事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページをご覧ください。場所の方は位置図の 8 ページをご覧ください。場所は●●●●、登記簿現況ともに畑でございます。面積は 251 ㎡です。申請人は●●●●。転用目的は個人住宅という事です。理由も同じく個人住宅

を建てたいとの事です。申請人は木原行政書士さんで、担当委員は深野委員です。これは既に昭和47年から建っている建物でございまして、顛末書が出ており、経緯も書いております。

申請地の場所、一般基準、許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、私の方から報告をいたします。位置図をこのように見て頂きますと、この土地の右側に細い道路がありますが、これは旧江津皆井田線です。その細い道路の右側に広い道路が繋がっておりますが、これが新しい江津皆井田線です。二宮町神主地区の旧江津皆井田線を僅か東に入った所に、該当の土地があります。先程、事務局の説明でもありましたが、既に家が建っております。周りもほとんど住宅地化されておりますので、問題はないかと思えます。ただ、無許可で住宅を建てられたという事で、顛末書も付けておられます。よろしくご審議の程お願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

《 敬川町 》

会 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。先に事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は7ページ、場所の方は位置図の9ページをご覧ください。場所は敬●●●●、登記簿現況ともに畑となっております。面積は92㎡で所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●、職業は●●●●。譲受人は●●●●です。転用目的は店舗用地という事でございます。申請地を取得して店舗利用目的で

賃貸利用をするものであるという事でございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●です。担当委員は富金原委員で、工期は許可のあった日から平成29年10月末日までにされたいとの事です。申請地の立地要件、許可基準等を照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、富金原委員、調査結果の報告をお願いいたします。

11番委員 説明をさせていただきます。上部に大きな道路がありますが、これは9号線です。交差点の角にローソンがありまして、その南側に該当地があります。道路沿いにありますが、この道路は農道でしたが今は住宅が建ってしまっていて、今はほとんど農業をされておられません。9号線から南へ向って道が4本あるのですが、その内の9号線近くの道路になります。突き当たりは二宮敬川の境界の道路です。上の北側へ進みますと産業道路に当たります。該当地には、どうやらドラッグストアが予定されておりまして、ローソンから左側にNTTの建物がありますが、その間がドラッグストアを計画されておりまして、この一画は去年の10月に申請されていたようです。ところが、その時点では開発協議を先にして下さいと言う事で、どうやら取り下げを命じられた経緯がある所でございます。92㎡ですが、ここを再申請されたという事でございます。以上でございます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

非農地証明願

《 敬川町 》

会 長 日程第6、議案第4号、「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員及び隣接委員の私からも調査結果

の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は8ページ、場所の方は位置図の10ページをご覧ください。場所は●●●、登記簿は畑で現況原野となっております。面積は360㎡です。非農地証明をして下さいとの事です。所有者は●●●●、●●●●の方です。事由は、昭和50年月日不詳から耕作しておらず原野となっているという事です。申請人は本藤行政書士さんです。担当委員は富金原委員で、隣接委員は佐々木康規委員さんと深野委員です。以上でございます。

会長 それでは、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員 説明をさせていただきます。4月16日の日曜日に、8時半から会長と有福の佐々木さんに立ち会いをして頂きまして、現地調査をさせていただきました。位置図には山陰本線と大きい道路は9号線です。少し右に行きますと、9号線からさなめの町に入る道がございます。浜田方面へ進みますと、途中に太田民芸店がございます。そこを少し西に進んで頂きますと、元上田鉄筋の工場があった南側の方の裏側になります。写真を見て頂きますと分かるように、現況はこのような状態です。ここへ入る道もありません。上田鉄筋は今は小川鉄工が持ち主という事ですが、その通路が右側の通路。図面で言いますと左側になりますが、それを通して該当地へ行くというような状況でございます。現況は写真の通りですので、やむを得ないのではないかと判断いたしました。山林化されております。以上です。

1番委員 それでは、続いて私も富金原委員と立ち会って調査いたしましたので、報告をいたします。この写真を見て頂きますと、あまり役に立たない木が生えておりまして、山林化されております。やはり昭和55年頃からずっと耕作されていないのではないかと思います。非農地証明もやむを得ないのではないかと判断いたします。

会長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 敬川町 》

会 長 議案第 4 号、「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員及び隣接委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は先程と同じ 8 ページの番号 2 になります。場所の方は位置図の 11 ページになります。それから、写真の方は 2 ページと 3 ページをご覧ください。場所は●●●●、登記簿は田で現況は原野となっております。面積は●●●●で非農地証明です。所有者は●●●●です。非農地証明の事由ですが、昭和年月日不詳より耕作しておらず原野となっているという事でございます。申請人は土地家屋調査士の佐々木さん、担当委員は富金原委員で隣接委員は深野委員と佐々木委員です。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 それでは、説明をさせていただきます。こちらも 16 日の日曜日に会長と佐々木さんに立ち会って頂きまして、現況調査してきたところでございます。場所は上に県道下府江津線がありますが、左の道路は高速道路です。その少し右に高速道路にアクセス道でございまして、そこから右側に行きますと小さな道路がありますが、下府江津線から二宮に向けて道路がございまして、アクセス道とその道路の間に現地がございまして、一番分かり易いのは、写真で見て頂くと、2 ページの上の写真です。左側に建物が建っておりまして、これは無量壽です。この現地のすぐ傍は無量壽の駐車場となっております。向こうは広い場所でございますが、この申請の現地は写真の通り、このような木が生えていて農業をやると言っても無理ではないかなと思います。写真の 3 ページは、上から見た全体図です。手前の方は廃墟になったような家が一軒ほどあります。倉庫やそれに伴う物置もあります。もう屋根も無いような物置がそのままになっております。このような木が生い茂った所でございます。現況はこのようなことでして、無量壽さんの方で駐車場にされるか将来的な見通しは分かりませんが、ここへ行く道も申請地の右側に平野さんと言う家がありますが、その横を歩いて現地へ行くようになっております。そのような所でございまして、場所もそん

なに広くはありませんが、非農地となってもやむを得ないのではないかと判断いたしました。以上です。

会 長 それでは、続いて私が報告をいたします。今、言われましたように 16 日の 8 時半から 3 人で現地を見ました。写真の 3 ページに四角がありまして、その下に●●●●と書いてあります。その文字の下に家がありまして、この家も相当な間、放っておかれたのではないかと思います。その隣接する土地が申請地で、かなり大きな雑木が生えて山林化されている状況で、非農地証明でもやむを得ないのではないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

会 長 挙手多数と認めます。よって、非農地証明の 2 については、証明することに決しました。

《 都野津町 》

会 長 議案第 4 号、「非農地証明の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の仲津委員及び隣接委員の私からも調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 8 ページの番号 3 になります。場所の方は位置図の 12 ページをご覧ください。写真の方は 4 ページと 5 ページにわたりますので、ご覧頂きたいと思います。場所は●●●●、登記簿は畑で現況は宅地でございます。面積は●●●で非農地証明です。所有者は●●●●。申請の事由でございますが、申請地は昭和 22 年以前より宅地となり現在に至るという事で、いわゆる農地法以前から宅地であったという事でございます。申請人は木原行政書士さんです。担当委員は仲津委員で隣接委員は原田委員と深野委員でございます。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員の仲津委員から調査結果の報告をお願いします。

17 番委員 場所の方は位置図の 12 ページです。右上から左下に流れています太い道

は 9 号線です。都野津町になっておりますが、写真の 4 ページを見ますと申請されております●●●●の家と江津側に●●●●の家がありますが、その境が和木町と都野津町の境だそうです。この土地の所有者が●●●●で、住宅を建てられたのは●●●●です。大崎さんの方から従来この 9 号線が拡幅される前、それ以前から土地の上に白井さんという家があったそうです。この方と盆子原さんが建物の賃借をされたりして住んでおられた古い家があったそうです。昭和 30 年後半に 9 号線が拡幅工事する際に、拡幅する前の道路と建物とまたがってくるようになったそうです。それで、拡幅されるために山側へ家を移転して下さいとなって、その時に旧建物の取り壊しを 38 年 9 月にされております。その時にはまだ●●●●が住んでおられたそうです。土地の所有者は●●●●のままです。取り壊しの許可を得られて壊されて、現在の新しい家を山側へ移動されて 39 年 5 月に新築されたそうです。これは●●●●が家を建てられました。今住んでいるお父さんですが、その報告が市の方へ行っております。ですから、この古い家があった時点から家として建てられているという証明が出ているようです。現在は 6 割が家と車庫が建てられておりまして、その隣に空き地のような土地と一緒に今回非農地証明が出ております。いずれは、●●●●の所有の土地に将来はされるのではないかと。とりあえず●●●●さんから非農地証明が出ておりますので、よろしく願います。以上です。

会 長 それでは、私も 18 日の火曜日に 17 時半に仲津委員と立ち会いました。原田委員は立ち合いはありませんでした。原田委員は調査委員として入っておりますが、今日は欠席しておりますので原田委員からの報告はありません。仲津委員とこの場所を見ましたが、以前からこの建物が移転して建ったという面もあります。その点と同時にこの土地は車庫を含めた宅地になっている状況でありますので、非農地証明もやむを得ないのではないかと思います。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

会 長 挙手多数と認めます。よって、非農地証明の3については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第7、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 お手元にお配りしております、農用地利用集積計画の承認についてをご覧下さい。1ページの所です。今回は桜江地区と江津地区とありまして、合計で13筆、面積が10,234㎡の集積計画です。その内、新規が7,280㎡ございます。次のページを開いて頂きまして2ページの所です。金田町で●●●●から●●●●にという事で利用権が出ています。田と畑で平成30年3月31日までです。3番目が跡市町で●●●●から●●●●にという事で、田で平成30年3月31日までです。いずれも使用貸借です。次のページを開いて頂いて3ページです。4番目が二宮町神村で●●●●から●●●●へという事で、田の使用貸借で4年11ヶ月という事です。5番目の跡市町で●●●●から●●●●さんへという事で、田で平成30年1月31日まで。6番目の桜江町長谷で●●●●から●●●●へ、田で9年11ヶ月となっております。いずれも使用貸借です。それから、次の7、8番は桜江町大貫で●●●●と●●●●の畑をしまね公社へという事で出ております。畑で10年8ヶ月の賃貸借中間管理事業という事でございます。9番目が浅利町で●●●●から●●●●へという事で、畑で5年の使用貸借で計画が出ております。以上でございます。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定める事について、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

22番委員 私が出した分ですけれど、2筆くらい落としてないですか。山下嘉雄さんから借りている分が2枚出しているものがあると思うが。

事務局 農林水産課の方でまとめておりますので、また確認して早急に対応いたします。

22番委員 よろしく申し上げます。もう一件お聞きしたいのですが、市役所の方に地番を確認したのですが、個人の場合には中間管理機構は関係ないようですね。利用出来ないと聞きましたが。営農団体とか中核農家とかが対象なので、個人

が貸借する場合には中間管理機構は出来ませんと言われました。

植本推進員（しまね農業振興公社）

ただいまのご質問についてですが、別に法人とか団体でないと中間管理の事業を使う事が出来ないという事はございません。

22番委員 市役所ではそう言われたが。

土崎参事 人農地プラン等に居続けた人とか農地を集積する方なので、基本的にちょっと隣の田を借りるという場合は、今までの相対の関係でやって頂いています。規模が大きくなると農地中間管理事業を使えますが。

22番委員 それは、何か制限があるのですか。今までそのような制限は聞いたことがないが。

22番委員 市に確認したら個人は利用出来ませんと。営農組合や、ある程度大きい規模でないと、中間管理機構は利用出来ませんよと言われました。

土崎参事 その詳細は確認しないと分かりませんが、個人で農用地区域を保全管理していると駄目だとかの問題はありますが、対応した者がどのような言い方をしたのかは分かりませんが、ただ個人だから駄目という事は無いです。

22番委員 賀戸さんの分で確認をした。10年契約をしたいので中間管理機構を利用できないかと。そうしたら、そのように言われたので。

会 長 事務局、今言われるのは中間管理機構に出された土地を個人で利用したいという事が出来るか出来ないかが問題点だと思うのですが、いかがですか。

土崎参事 すみません、この件につきましては、もう一度確認をさせて下さい。

会 長 それから落ちている件については、ここでは審議が出来ませんので、来月にお願います。

土崎参事 わかりました。

会 長 ほかに、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 その他については総会終了後に行いたいと思いますので、よろしくお願いいた
たします。

以上で、日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第1回江津
市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、5月22日、月
曜日、午前9時30分から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時45分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員